

日本環境共生学会誌『環境共生』投稿規程

2013年4月5日 常務理事会制定
2015年3月11日 理事会一部改正
2016年6月4日 理事会一部改正
2016年9月18日 理事会一部改正
2016年11月21日 常務理事会一部改正

(目的)

第1条 この規程は、「日本環境共生学会」定款第2条二に基づき、日本環境共生学会（以下「学会」という）誌『環境共生』（以下『環境共生』という）に掲載すべき論文の書式、投稿手続き、掲載の可否（以下「採否」という）の審査手続き等について定める。

(編集方針)

第2条 『環境共生』は第8条第4項第一号に示す価値のいずれかに優れた論文を採用する。採用された論文は、一、原著論文、二、研究ノート、三、論説・報告として掲載される。原著論文は、環境共生に大きく寄与する価値を有するもの、研究ノートは、環境共生に関する新しい事実や価値ある知見に重点を置いたもの、論説・報告は、環境共生研究を進める上で有意義な知見、提案、意見等を含むもの、あるいは、調査・研究結果や技術・手法等を報告するものとする。いずれの論文も既存の学会における価値観に縛られることなく、環境共生に寄与する価値のいずれか1つに傑出したものであれば、他の価値を問わない。

(投稿論文の掲載と内容)

第3条 『環境共生』に掲載すべき論文（以下「原稿」という）は以下の各項に定める通りとする。

2. 『環境共生』への掲載の可（以下「採択」という）否（以下「不採択」という）の審査（以下「審査」という）の対象となる原稿は、環境共生に関する研究に基づき、提案・提言・体系化案などを含み独創性、新規性ないし有益性があるもの、学会に公表することが有益な実践的取組み、事例、政策、調査・実験結果などに関する未発表のものとする。
3. 前項の規定にかかわらず、第3条に規定する原稿で、『環境共生』への投稿原稿として内容・構成等をまとめ直した場合は、既発表の原稿でも審査対象とする。ただし、第8条に規定する審査において、当該原稿の再構成の程度についても考慮する。

(既発表論文の応募範囲)

第4条 既発表の研究内容であっても、原稿として『環境共生』に投稿できる範囲は以下のとおりとする。

- 一 シンポジウム、研究発表、国際会議等で梗概または資料として発表したもの
- 二 大学の紀要、研究機関の研究所等で内部発表したもの
- 三 国、自治体、業界、団体からの委託研究等の成果報告書として発表したもの

2. 前項の規定にかかわらず、原稿の執筆者（以下「投稿者」という）が当該発表原稿の著作権を有する場合あるいは関連諸団体から当該発表原稿に基づいて『環境共生』に論文を掲載することについて承諾が得られている場合等に限って、原稿として受理する。

（重複投稿の禁止）

第5条 他学会誌等に論文等として投稿した原稿は受理しない。

2. 原稿の受理後、当該原稿が重複投稿にあたることが判明した場合には、遡って当該原稿の受理を取り消す。

（投稿資格）

第6条 原稿の第1執筆者は会員に限る。

（原稿の投稿・審査時期等）

第7条 原稿の投稿の受理は随時行い、その審査は当該原稿の受理後速やかに行う。

（原稿の採否と規準）

第8条 原稿の審査および採否の決定は、以下のとおりとする。

2. 原稿の審査分野は、原則投稿者の申請に基づき、別表に掲げるもののいずれかとする。

3. 原稿の採否は、「『環境共生』投稿規程」に基づき学術・編集委員会が決定し、著者に通知する。

4. 原稿についての採否の判断基準は、以下のとおりとする。

一 研究論文として、下記のいずれかの価値を有すること。

（1）新しい分野を拓く、あるいは既存分野の横断連携・融合に寄与する革新的価値

（2）政策の論理的な提案、あるいは応用に有用な社会的価値

（3）従来の分野を着実に発展させる領域深化的価値

（4）自然現象・社会事象の発見、あるいは信頼性の高い検証をした科学的価値

二 論文の形式として、下記のすべてを満たしていること。

（1）表現・用語・関連文献引用等、学術論文としての体裁の適切性

（2）論旨・論拠の妥当性、用いた方法の結果の信頼性

（3）まとまりのある論文としての完結性・独立性

三 一に示した価値のうち、特に、（1）または（2）の価値が認められ、かつ投稿者が希望する場合は、「超領域」論文として別に審査を行うことができる。「超領域」論文は、「超領域」に関する認識、環境共生との関連について示しているものとする。

5. 内容の訂正などを指摘された原稿については、学会が通知する再提出期限までに特段の理由がなく改訂原稿が返送されない場合は、審査を打ち切るものとする。

6. 不採用となった論文原稿については、原稿修正を加えて再投稿しても、同じ内容の論文原稿と学術・編集委員会が判断した場合は、それを受理しないことがある。

（原稿の書式、頁数、修正等）

第9条 原稿の書式は、第9条の2に規定する原稿執筆要領に従うものでなければならぬ。

2. 原稿の頁数は、原則刷り上がりで10頁以内とする。但し、研究ノートは原則刷り上がりで6頁以内とする。

3. 前2項の規定に違背する原稿は受理しないことがある。

4. 採択決定後の原稿修正は原則認めない。

(原稿執筆要領)

第9条—2 原稿執筆要領を以下の各項、各号のとおり定める。

1. 原稿を投稿する場合には、以下の内容を含む申込書をつける。

一 論文名

二 投稿者名・所属機関名（肩書は不要）

三 英文表記の論説・報告名（和文の場合）

四 英文著者名・英文所属機関名（同上）

五 執筆者連絡先（住所・氏名・肩書） 1名

2. 原稿記載の書式は以下のとおりとする。

2-1. 表紙（1頁目）には、前項の一から四を記載し、引き続いて本文を記載する。前項の五は脚注として記載する。

2-2. 原稿の基本的な体裁は以下のとおりとする。

一 文字フォントは10ポイント・明朝体

二 A4で2段組（1段は24文字×40行）

三 図表を含めて原則刷り上がり6頁以上最大10頁以内。但し、研究ノートは原則刷り上がりで6頁以内とする。

2-3. 章、節などの数字は以下のとおりとする。

一 第1段階： 1.

二 第2段階： 1-1

三 第3段階： (1) 全角

2-4. 数式および数学記号はTimes New Roman、10ポイントを基本とするが、著しくレイアウトを損ねない限り著者の判断に委ねる。数式を独立行として記述する場合、数式をセンタリングし、右端に通し番号をつける。

3. 原稿の最後には、補注、参考文献、謝辞等を記載する。

3-1. 補注は、(補1)、(補2)の順で通番を付すこと。すべて引用文献の前に記載すること。

3-2. 引用文献の記載は次のとおりとする。

一 文献はすべて本文中で引用されたものとし、通し番号を付すこと

二 本文引用順で、本文中の文献番号の挿入は、1)、2)と半角で記載

三 単行本の場合、著者名（公刊西暦年号）：書名、引用頁○○～○○、出版社、出版地と記載

四 前号の規定にかかわらず、単行本の場合、編集者、引用著者名（公刊西暦年号）：

書名、引用頁〇〇～〇〇、出版社、出版地と記載することも可

五 雑誌の場合、引用著者名（公刊西暦年号）：論文名、雑誌名、巻(号)、引用頁〇〇～〇〇と記載

六 前号の規定にかかわらず、欧文文献の著者名は、family name、first name の順で記載し、first name についてはイニシャルとすることも可

3－3. 謝辞は、必要ある場合は、補注、引用文献の後に記載する。

4. 図表については、以下のとおりとする。

4－1. 表のタイトルは上に付け、簡単な説明を表の下に付してもよい。図のタイトルは下に付け、図の下の簡単な説明はあってもなくてもよい。

4－2. 図表の多色印刷は認めない。止むを得ない場合には、別途実費を徴収することがある。

5. 刷り上がりは、本文（標題等含む）、図表、補注、引用文献等を含めて、原著論文では原則10頁以内、研究ノートでは6頁以内とする。これを超過する場合は、原稿1頁あたり2万円を著者の費用負担とする。ただし、依頼原稿等は、その限りではない。

(原稿の提出手続き)

第10条 原稿は以下各項の手順に従って提出する。

2. 投稿者は原稿をPDF化し、添付ファイルとして学会事務局に送付する。

3. 原稿の提出に当たっては、『環境共生』論文審査申込書に倣って必要事項を記入し、原稿とは別ファイルで送付する。

4. 原稿提出に際しては、審査料7千円を銀行振込で送金し、控えコピーを学会事務局まで郵送するか、スキャンした電子データを送付すること。送金先は、「三菱東京UFJ銀行 大津町支店（普）4845082 日本環境共生学会」とする。ただし、依頼原稿は、この限りではない。

5. 以上の提出手続きは、同一グループで複数編の応募をする場合にも、1編ごとに分けて送付すること。

6. 採択となった原稿は、最終原稿としてPDFファイルで提出する。図表も原則として電子媒体にて提出するが、十分に判読可能なものとする。

(著作権等)

第11条 「環境共生」に掲載された巻頭言、原著論文、研究ノート、論説・報告など全ての著作物の著作権（=著作財産権、Copyright）は、日本環境共生学会に帰属する。

2. 原稿の別刷りは有料で頒布する。

(細則)

第12条 この規程では定まらない原稿受理等の事務手続き等の詳細については、学術・編集委員会の発議に基づき、常務理事会の議を経て別に定める。

(改正)

第13条 この規程は、常務理事会の議を経て改正することができる。

附則

(施行)

第1条 この規程は、制定と同時に施行する。

(旧規程)

第2条 『環境共生』審査付き原著論文投稿規程（2012年4月27日常務理事会制定）・『環境共生』論説・報告投稿規程（2012年4月27日常務理事会制定）は、この規程の施行と一緒に廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定にかかわらず、この規程の施行前に受理している原稿もしくは依頼済みの原稿については旧規程を適用する。

附則 2 規程の改正は、平成27年3月11日から適用する。

附則 3 規程の改正は、平成28年6月4日から適用する。

附則 4 規程の改正は、平成28年9月18日から適用する。

附則 5 規程の改正は、平成28年11月21日から適用する。

別表

(学術・編集委員会決定)

A. 学術創成・社会の課題	B. 地球規模の課題	C. 都市・地域の課題
A1 持続性・環境共生	B1 気候変動	C1 国土環境
A2 災害・レジリエンス	B2 生物多様性・生態系	C2 資源・エネルギー
A3 コミュニティ・教育	B3 水循環・水問題	C3 物質循環・廃棄物
A4 環境経営・ガバナンス	B4 地球環境情報	C4 農業・林業・グリーン産業
A5 環境と健康	B5 水質汚染	C5 緑地・里山・森林資源保全
A6 環境と経済	B6 大気汚染	C6 都市計画・経営
A7 環境評価		C7 交通
A8 途上国の環境問題		
Z. その他		

審査分野は、学術・編集委員会の判断により変更されることもある。